

森林環境譲与税の使途公表について

【森林環境譲与税について】

平成31年度税制改正において、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、令和元年度より、国から都道府県及び市町村に対し「森林環境譲与税」の譲与が開始されました。また、令和6年度より国内に住所を有する個人に対して、森林環境税として年額1,000円が課税されることとなりました。

【使途について】

森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。本市においては、後年度の事業に要する費用として留保するため、令和元年12月に「和光市森林環境譲与税基金条例」を制定し、計画的に活用しております。

【公表について】

「森林環境譲与税」は、使途が法律により厳格に定められた目的税です。そのため、市民の皆様から納めていただいた税金が、どのように有効活用されているかを公表し、透明性を確保することが法令により義務付けられています。（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 第三十四条第三項）

令和7年度決算の報告

歳入：森林環境譲与税 9,923,000円

歳出： (単位：円)

事業名	事業総額	
		うち森林環境譲与税充当額
森林環境譲与税基金積立金	10,118,208	9,923,000